

学校番号 ⑤
福岡市立博多中学校
校長, 堀澤 恵二 印
生徒指導担当者 城島 瑛

平成30年度 博多中学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

毎月、いじめ調査アンケートを行い、いじめの正確な認知に努める。4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に校内夏期研修で、学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善を行う。3月に次年度に関する取組の反省・確認を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) 日頃から生徒と密接に関わり、細かな変化も逃さないようにする。
- (2) いじめを未然に防ぐ環境作りと集団作りを実践する。
- (3) 報告・連絡・相談を徹底し、すばやい対応を行う。
- (4) 職員同士で、いじめに対する共通理解および共通実践を行う。
- (5) 保護者との連絡を大切にし、学校と家庭間における情報の共有を図る。

博多中学校いじめゼロ宣言

相手の気持ちを考えて行動し 笑顔あふれる学校にします

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
 - 生徒会主体の共同的な活動を通して、生徒たちが自ら「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
 - 生徒が安心できる、自己有用感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
 - 「いじめ調査アンケート」を月に1回実施し、「教育相談アンケート」を前期と後期で1回ずつ（年間2回）行うようにする。

- Q-Uアンケートを前期と後期に1回ずつ実施し、結果を綿密に分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、小学校、公民館、児童相談所、その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめを早期発見するための措置や相談体制の整備、及び被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめを早期発見のための措置や相談体制を整備し、活用する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を直ちに確保し、迅速な連絡のもと組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 児童生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や生徒の意見を取り入れ、生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称
博多中学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
 - ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成 (別添資料1 参照)

役職	氏名
校長	堀澤 恵二
教頭	福田 宏
生徒指導主事	城島 瑛
生活補導主事	谷川 昇
教務主任	樋口 誠
1学年主任	内田 和輝
2学年主任	新谷 雅浩
3学年主任	土田 瑞紀
養護教諭	吉田 紀美
スクールカウンセラー(SC)	山本 香菜
スクールソーシャルワーカー(SSW)	安武 まみ
P T A 会 長	加藤 慎一郎
スクールサポーター	丸山 斎
1学年委員長	井元 愛
2学年委員長	松本 教子
3学年委員長	田中 佳代
地域委員長	宮井 和美

9 重大事態発生時の調査機関 (いじめ防止対策推進法 第28条関係)

(1) 組織の名称と役割

- 名称
博多中学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・重大事態に係る事実関係の調査
 - ・調査結果を教育委員会に報告
 - ・調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長, 教頭, 教務担当主幹教諭または教務主任, 生徒指導担当主幹教諭または生徒指導主事, 生活補導主事, 養護教諭, SC, SSW, 該当学年教諭

10 いじめ防止等の各取組の年間計画 (P・D・C・Aを記入)

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 いじめ調査アンケート	P D	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P D	

5	いじめ調査アンケート 児童会・生徒会による取組 (いじめ防止取組月間)	D PD	博多中いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D D	
6	いじめゼロ取組月間 教育相談アンケート 教育相談週間 Q-U アンケート いじめ調査アンケート	D D D D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D DC	
7	生活習慣定着度調査 学校生活アンケート いじめ調査アンケート	D D D	校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	CA D D	
8	いじめゼロサミット2018参加 いじめ調査アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修 (Q-U 事例検討会) 夏季研修 (いじめの早期発見)	CA D	
9	生徒会による取組 いじめゼロ実現プロジェクト いじめ調査アンケート	D D D	博多中いじめ防止対策委員会	D	
10	生徒会役員研修 生徒会による取組 いじめ調査アンケート 教育相談アンケート	D CA D D	校内いじめ防止対策委員会 前期の取組反省 後期の取組の確認	D C AP	
11	いじめ調査アンケート Q-U アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
12	学校生活アンケート いじめ調査アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D	
1	いじめ調査アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 研修会 (Q-U 事例検討会)	D CA	
2	いじめ調査アンケート	D	博多中いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D	
3	学校生活アンケート いじめ調査アンケート	D D	学校サポーター会議 校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C C A	

※ いじめゼロ取組月間は、1学期に設定すること。いじめゼロ実現プロジェクトは、2学期に設定すること。

※ いじめに関するアンケートを月1回以上実施する。無記名式のアンケートは学期1回以上実施する。

※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「校内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。

※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小(中)いじめ防止対策委員会」は、学期に1回開催すること。〈チェック欄は、A・B・Cを記入(Aが上位)〉

※ いじめ防止基本方針は5月10日までに学校のホームページに必ず掲載すること。